

V 緑の基本計画

1 計画の位置づけ

「川崎市緑の基本計画」は、総合計画に即し、国の新たな施策や川崎市環境基本計画、川崎市都市計画マスタープランをはじめとした関連計画と密接な関わりをもっている。

本計画は、これらを踏まえ、川崎市の実情を十分に勘案し、市民や事業者等の協力を得ながら緑の保全、緑化の推進及び緑の育成に関する取組を総合的に展開するための「基本方針」として位置付ける必要がある。

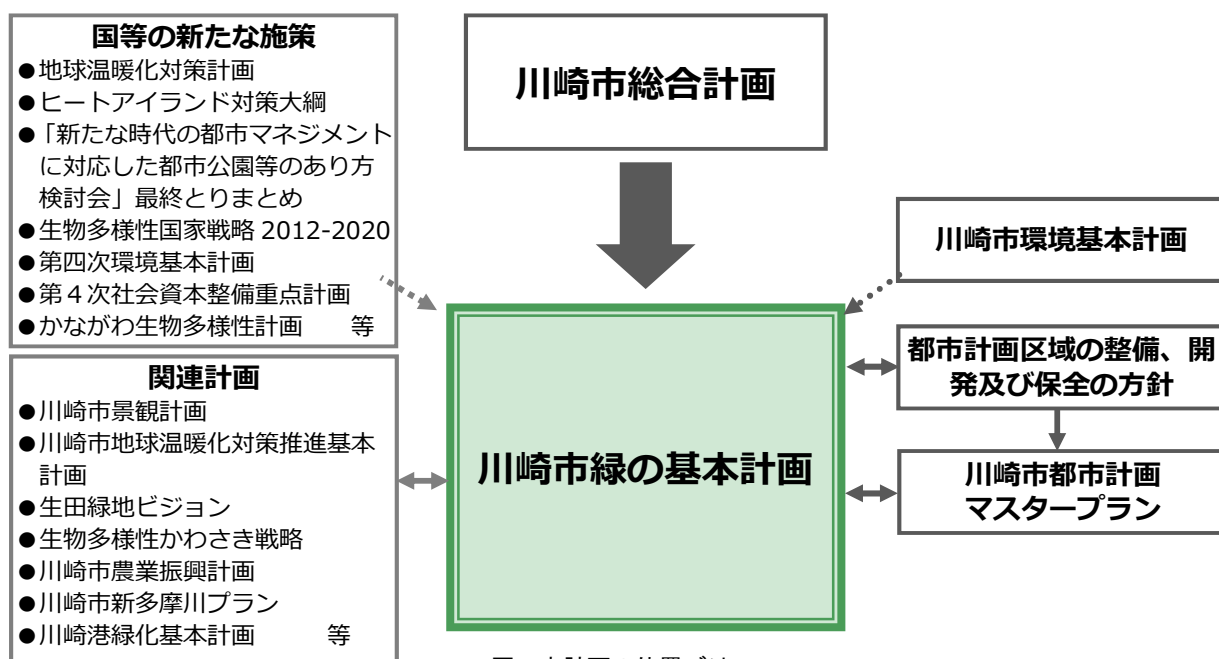


図 本計画の位置づけ

2 計画フレーム

(1) 計画対象区域

計画対象区域
川崎市の都市計画区域の全域 (14,435ha)

(2) 人口規模

	現況	目標年次 (2027 年度)
人口規模	約 1,481,000 人※ ₁	約 1,516,000 人※ ₂
市域面積	約 14,435ha	約 14,435ha

※1 2016年4月1日現在

※2 川崎市の将来人口推計の近接した年(2025年)を参考

3 計画期間

緑の基本計画は、長期的な視点から、5つの緑の将来像と基本方針を示しているが、計画の実行性を確保するために、おおむね10年間の計画期間を設定し、進行管理を断続的に行う必要がある。

また、より事業レベルで具体性を付加させるため、緑の条例の規定により「緑の実施計画」を総合計画の実施計画に即しながら設定する必要がある。

4 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ

川崎市には、市域の景観を特徴づける多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海など4つの自然的環境資源をはじめ、これまで蓄積してきた都市公園、街路樹、保全緑地、市街地の身近な緑など、様々な地域に多様な緑のストックが存在している。

これらの緑は、市民や事業者などとの協働、連携により保全、創出、育成されている。

緑豊かなまちづくりを実現するためには、緑をとりまく社会情勢や緑に対する市民の多様なニーズを踏まえ、緑の適切な保全や創出を進めるとともに、緑を様々な形で活用することにより、緑の質、暮らしの質を高め、誰もがどこにおいても緑の効用を実感できるようにすることが必要である。

そのためには、市民、事業者、行政など様々な主体が連携して、個々の特性を最大限に発揮しながら活躍できる機会と場を確保し、それぞれが緑の保全、創出、育成、活用の取組に携わることにより、それらに支えられる緑と水、さらには人のネットワークの形成を進めることが重要である。そして、川崎市の自然的環境資源を世代間の共有財産として認識し、緑豊かなまちづくりに向けた将来像を描くことで、市民一人ひとりが地域への愛着や誇り（プライドオブプレイス）を抱くようになる。このようにして育まれた市民の意思によって、川崎独自の緑の市民文化が醸成され、これこそが川崎市が目指す地球環境都市の姿であると言える。

地球環境都市とは

- ・市民一人ひとりが地球市民としての自覚と意識をもっている。
- ・多様な緑が様々な主体の協働により保全・創出・育成・活用されている。
- ・その結果として市域独自の緑の市民文化が育まれ、市民一丸となって地球環境に配慮した緑の取組がなされている。

5 緑の将来像

(1) 基本的な視点

基本理念のもと、緑の将来像を描くうえで必要となる以下の基本的な視点を設定すべきである。

○緑の協働の仕組みの充実

地域における多様な緑を持続的に保全・創出・育成していくためには、地域に存在する様々な主体との協働が重要である。こうしたことから、地域に即した緑の協働の仕組みを充実させ、市民活動が持続的に実施されることを目指すとともに、次世代を担う子どもたちの参加、様々な世代の担い手育成を進め、各地で培われた市民活動を次の世代へと継承していく。

○緑の空間の保全・構築と持続による健全な環境づくりの推進

川崎市に残されている良好な自然的環境を保全し、公園緑地や緑化地などの緑の空間を蓄積していくことで、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、良好な都市景観の形成及び循環型社会の形成に貢献し、環境に配慮した健康で快適な暮らしを送ることのできる持続可能なまちづくりを進める。

○緑を守り・育み質の向上を図る

緑の質を向上させるためには、緑の機能がそれぞれの場で有効に発揮されるとともに、保全、創出された緑を様々な主体との協働により、地域の景観や風景として、まちの魅力と活力を高める源として育み、継承することが大切である。本計画ではその実現に向けた様々な取組を進める必要がある。

(2) 5つの将来像

将来像は、前項に示した基本的な視点を基に、川崎市の緑が目指すべき姿を示すものである。

基本的な視点は、協働、緑の空間、マネジメントの3つの視点を示している。このうち、緑の空間については、川崎市の地形や自然的環境の分布、都市構造等から、市域の骨格を形成する「みどり軸」、大規模な公園緑地やまとまりのある緑や農地、都市のシンボルである「みどり拠点」、これらを結ぶ「緑と水のネットワーク」の3つの要素により構成される。

このような川崎市の特性を踏まえ、協働、みどり軸、みどり拠点、緑と水のネットワーク、マネジメントの観点から、以下の5つの将来像を示すべきである。

■ 5つの将来像

- 様々な主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育むために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が生まれ、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組が行われている。
- 地域の核となる永続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季のうつろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。
- 緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちのにぎわい創出に寄与するなど、緑によりまちの価値が高まっている。

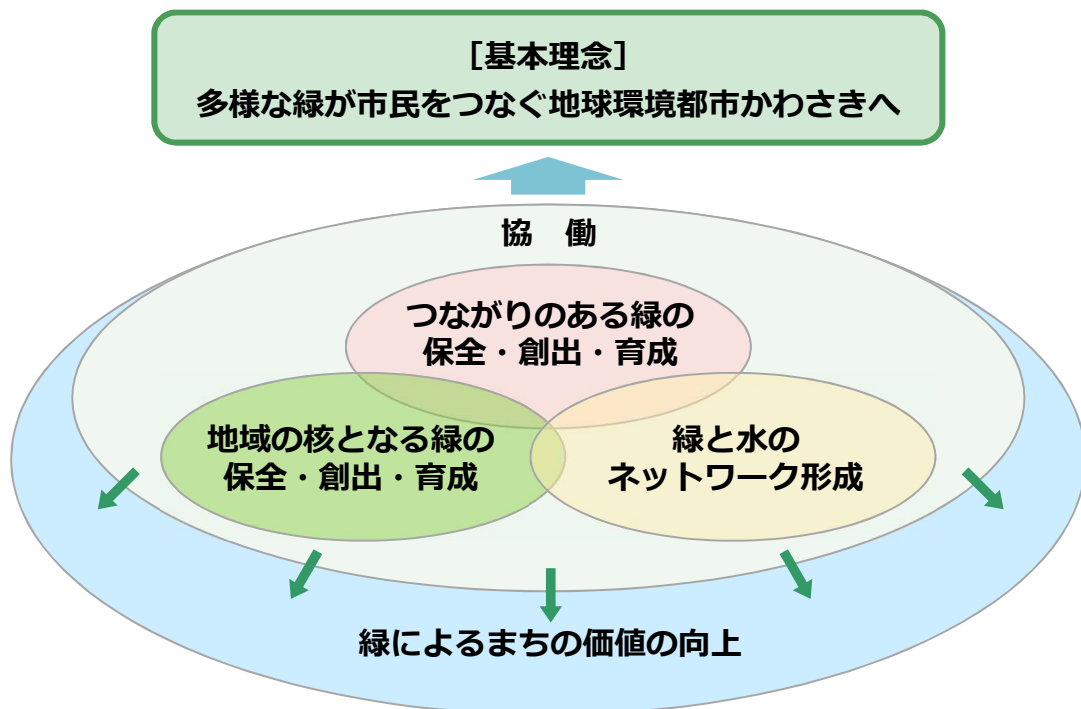
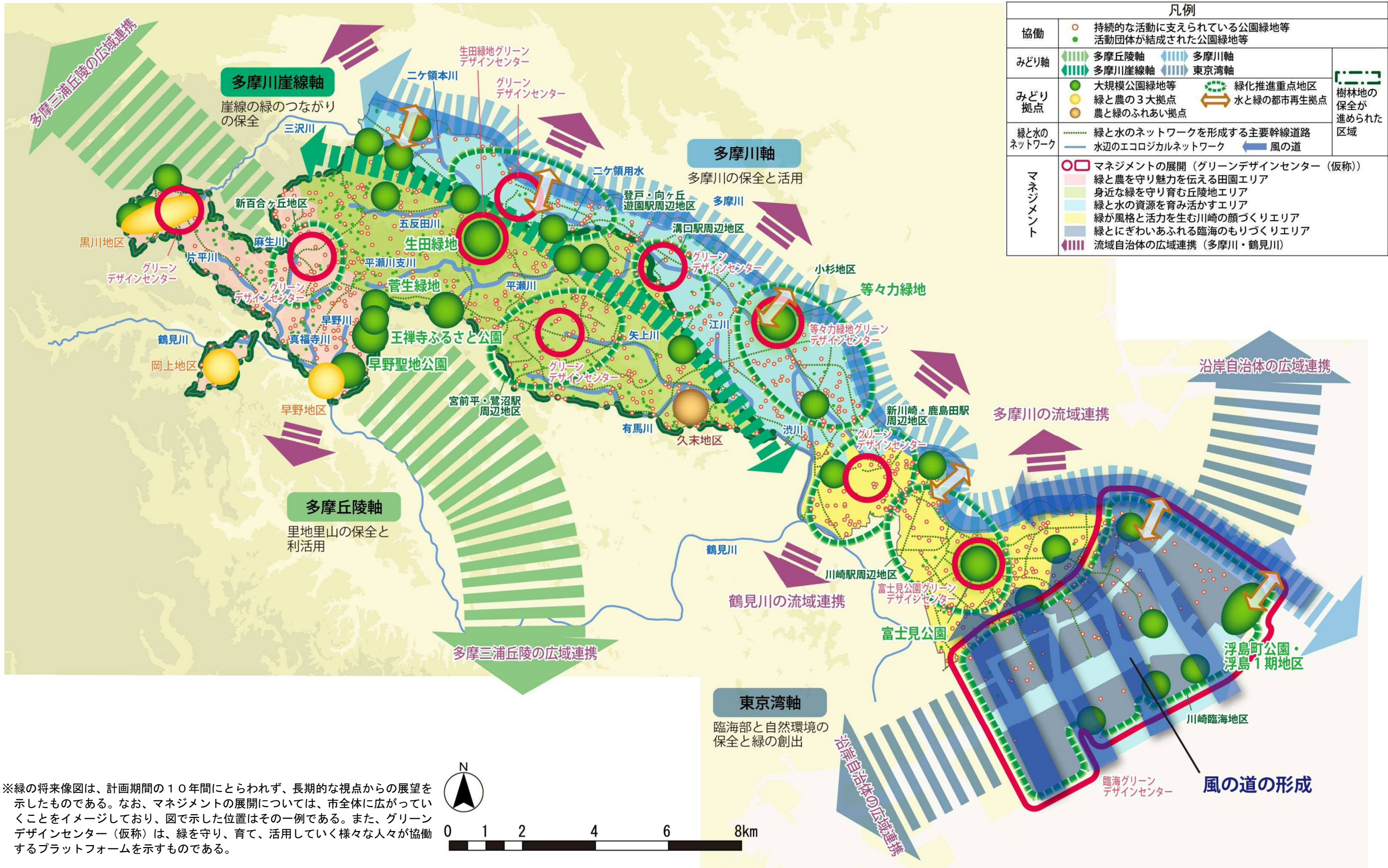


図 川崎市緑の基本計画の考え方



※緑の将来像図は、計画期間の10年間にとらわれず、長期的な視点からの展望を示したものである。なお、マネジメントの展開については、市全体に広がっていくことをイメージしており、図で示した位置はその一例である。また、グリーンデザインセンター（仮称）は、緑を守り、育て、活用していく様々な人々が協働するプラットフォームを示すものである。

図 緑の将来像

6 基本方針

緑の将来像の実現に向け、その将来像と相対するように5つの基本方針を設定し、様々な主体との協働により、緑の保全・創出・育成・活用を進めることが必要である。

○基本方針 1

協働

多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

市民・事業者・NPO等と連携し、持続可能な協働の仕組みの発展と、次世代を担う子どもたちの緑に対する意識向上を促進するとともに、効果的な情報発信を行い、地域の活動への、幅広い世代の参加を促進します。

○基本方針 2

みどり
軸

つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、広域的なつながりをもつ、重要な自然的環境資源であり、川崎市の骨格を形成しています。

これらの緑のつながりを「みどり軸」と設定して、活用しながら次世代に引き継ぐべき財産として保全、創出、育成することにより、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組を推進します。

○基本方針 3

みどり
拠点

多様な機能を備えたみどり拠点による生き活きとした都市の形成

「大規模な公園緑地等」、「都市拠点の緑」、「緑と農の3大拠点」、「農と緑のふれあい拠点」を『みどり拠点』と設定し、それぞれの多彩な機能を高めることで、市民一人ひとりの生活にうるおいをもたらし、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めます。

○基本方針 4

緑と水の
ネットワーク

身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワーク形成の充実

みどり軸とみどり拠点をつなげる緑と水のネットワークを形成するため、街中や河川流域、臨海部の緑の保全、創出、育成を進め、身近な生活空間で感じられる緑の充実を図ります。

また、少子高齢社会などの社会構造の変化に対応した緑の質の向上に取り組みます。

○基本方針 5

マネジ
メント

まちの価値を高める緑のマネジメントの実行

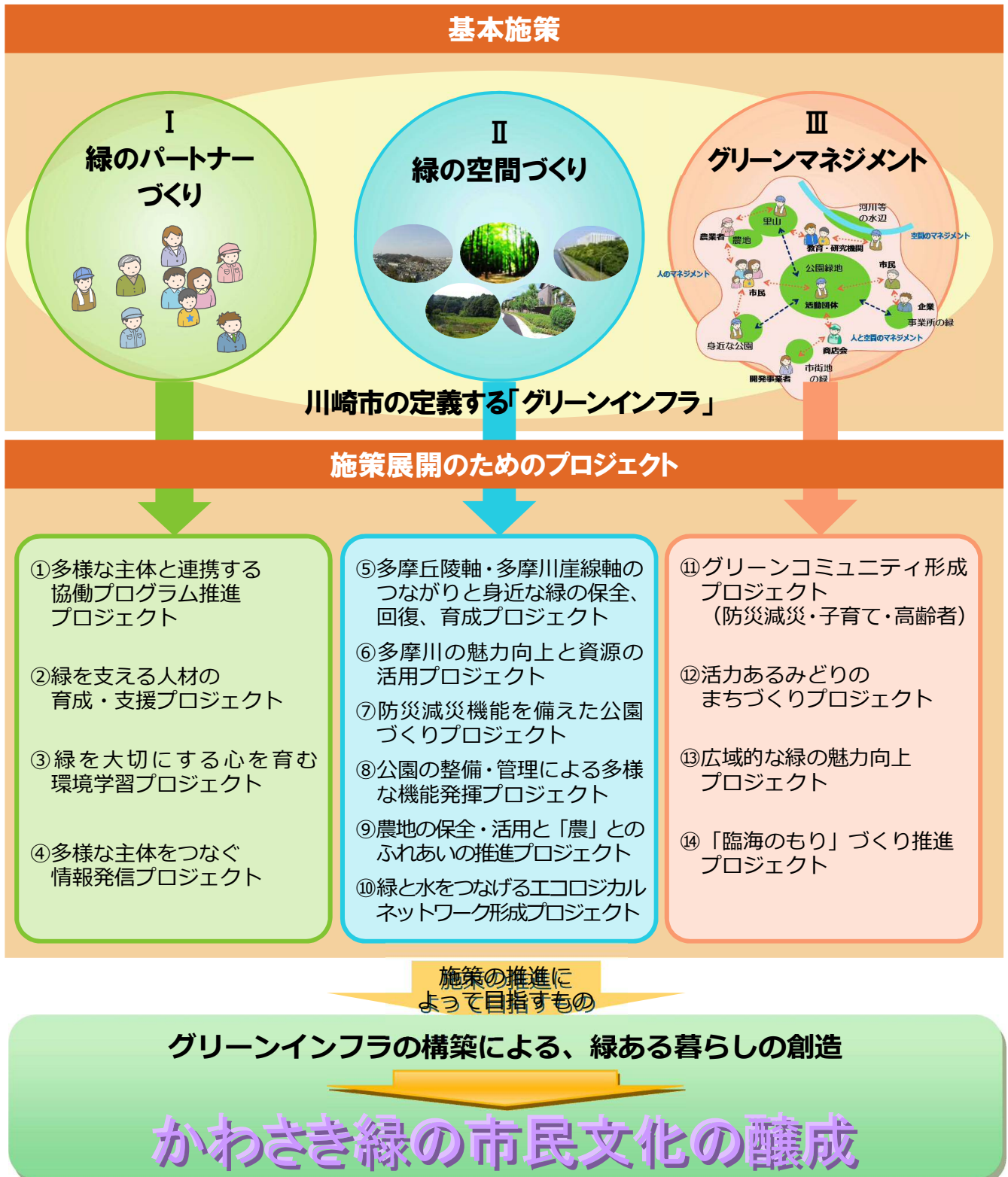
これまでの市民協働による様々な活動を通して維持・活用されてきた緑の空間について、その効用が最大限に発揮され、新たなまちの活力を生み出すためのマネジメントを行います。

また、緑の創出に関してもマネジメントを行うことにより、まちの顔となる効果的な緑の配置を誘導します。

7 施策展開に向けて

効果的に施策を推進していくため、次期計画に求められる3つの視点及び5つの基本方針を踏まえた3つの基本施策を設定し、施策展開のためのプロジェクトを設けて具体的な実施施策を展開していくことが望ましい。

それらの取組を通じて、川崎市が定義する「グリーンインフラ」を構築して緑ある暮らしを創造し、「かわさき緑の市民文化の醸成」を目指していくことが必要である。



(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト

①基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」

緑のパートナーづくりとは、これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムのさらなる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、環境学習を通じて次世代のパートナーの核となる人材の育成と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するものである。

[緑のパートナーづくりを構成する4つのプロジェクトの考え方]

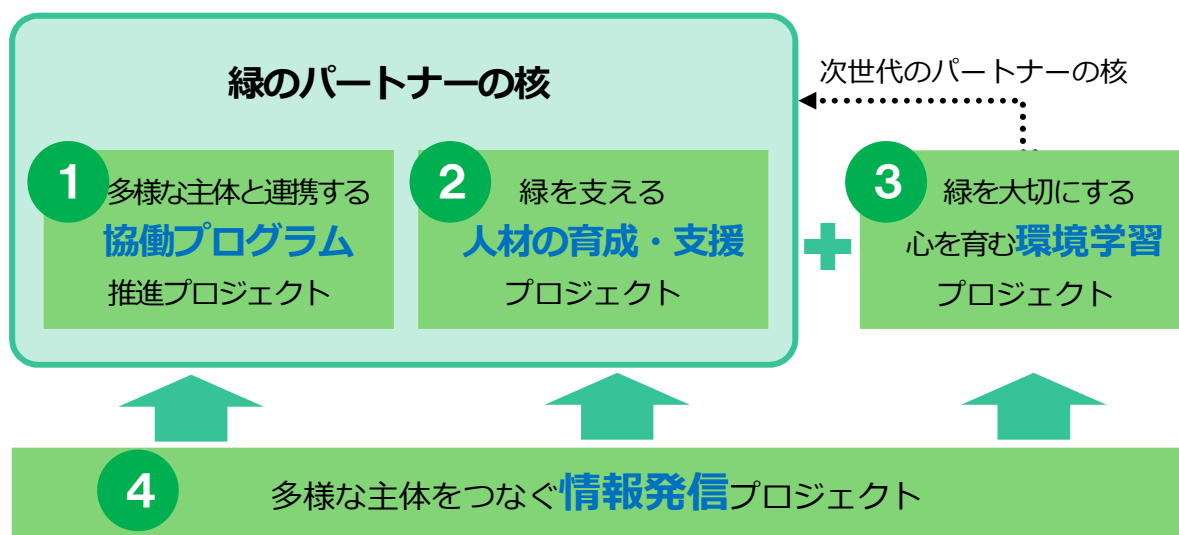
緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政が法や制度などを根拠に緑の保全、創出、育成を進めていくことが大切である。しかしながら、行政が市域に存在する緑の課題を全て解決していくことは難しいと考えられることから、市民をはじめとした様々な主体が共通認識をもちながら協働し、解決していくことが必要である。

本計画において、協働とは、地域における緑の課題を、様々な主体が対等な立場で連携しながら解決を図り、多様な緑の特質に応じた質の向上を図る行動をいう。保全又は創出された多様な緑が、地域の様々な主体の協働と連携により、持続的に回復・育成されていくことは、身近な生活空間の質を向上させることや、活気にあふれた地域コミュニティの醸成などにつながる。

これまでの取組により市域全体に拡大してきた管理運営協議会、緑の活動団体、街路樹等愛護会、かわさき里山コラボ等、多種多様な協働のプログラムをさらに推進していくため、核となるプロジェクトとして「1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト」及び「2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト」を進める必要がある。

また、次世代を担う緑のパートナーを育てていくため、子どもを中心に環境学習を進め、緑の大切さへの理解を醸成していく「3 緑を大切にすることを育む環境学習プロジェクト」を推進すべきである。

さらに、協働のプログラム、人材育成・支援、環境学習を総合的に支える取組として、多様なステークホルダーの関心を高めていくため、情報発信の充実を図る「4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト」を進める必要がある。



●プロジェクト1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

市民や地元町会をはじめ、市内で働き学ぶ人々、大学、事業所や教育・研究機関、行政、民間企業等、あらゆる主体が多世代で、緑を守り、育む活動に参画できる協働プログラムを推進する。

市民協働の取組を更に推進していくために、活動団体（管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹等愛護会、緑の活動団体等）の設立・登録の支援を継続していくことが必要である。

これまでに育ってきた協働の担い手を核として、協働プログラムに新たな担い手（若者、子育て世代、就業者、就学者、アクティブシニア等）を呼び込むきっかけづくりを進め、連携する主体の多様化を図るため、参加する市民・事業者等のニーズを取り込んだ様々な取組を充実させる必要がある。

多様な主体の連携を進めていくため、里山コラボ事業、大学連携、みどりの事業所推進協議会などの取組を継続するとともに、樹林地等の保全・活用、街なかの緑化活動等への事業所、教育機関等の更なる参画を促す取組を拡充していく必要がある。

さらに、市民100万本植樹運動等、市民一人ひとりが参加可能な緑化活動の取組を推進し、市民や事業者の緑化の協働意識の更なる向上を図ることで、協働プログラムへの参加へとつなげていくことが望ましい。



管理運営協議会



緑の活動団体



かわさき里山コラボ



街路樹等愛護会



河川愛護ボランティア



大学連携による
緑地管理手法の研究

活動団体

実施施策

- 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
- 事業所・教育機関等の参画促進
- 市民や事業者の協働による植樹運動の推進

●プロジェクト2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

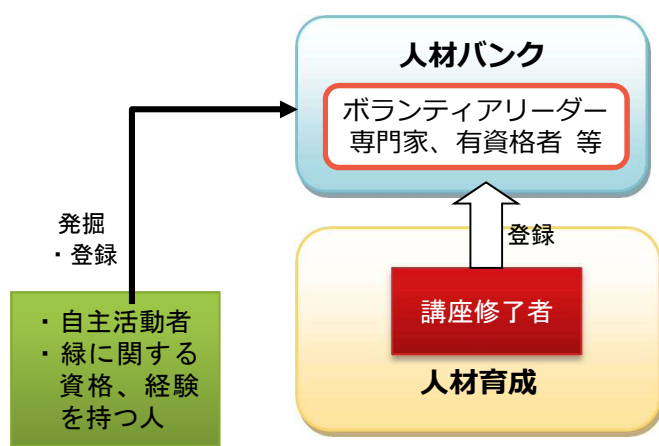
協働プログラムの担い手となる人材の育成と活用を進めるとともに、活動団体や市民、事業者等による緑の活動を促進していくための支援を進める。

緑のパートナーを増やし、協働の取組を更に推進していくためには、担い手となる人材を育成するとともに、人材が活躍できる場や機会を広げていくことが重要である。

人材育成については、各種の活動団体のニーズを的確に把握した上で、ボランティア育成講座等により、様々な協働プログラムの担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ることが必要である。その上で、講座修了者を人材バンクに登録して各講座の講師として派遣するなど、ボランティアリーダーとなる人材の活用を進めるとともに、人材バンクに登録をしていない担い手の発掘・活用を行う仕組みづくりを新たに進めることも必要である。

緑の活動を持続可能なものとしていくため、活動団体への助成、技術支援、情報提供や、苗木配布による緑化の支援など、引き続き活動の円滑化を図るための支援を行う必要がある。

緑の活動への意識高揚を図るため、表彰等を通じて市民、事業者等の優良な取組を評価、普及していくことにも継続して取り組む必要がある。



人材活用のイメージ



里山ボランティア育成講座



第11回わがまち花と緑のコンクール表彰式

実施施策

- 緑の人材育成と活用
- 緑の活動に対する支援の充実
- 緑化助成制度の普及と充実
- 市民・事業者の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

●プロジェクト3 緑を大切にすることを育む環境学習プロジェクト

子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行っている活動を知る機会を設けることにより、次世代の緑のパートナーの核となる人材を育成する。

市民協働の取組を持続可能なものとしていくためには、次世代の緑のパートナーの担い手となる子どもたちが緑や水、農、生き物を保全、育成することの大切さを実感できる体験機会を設けていくことが非常に重要である。

次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、活動団体、ボランティアセンター、農業関係者、事業者、教育機関、市等が連携して、里山や多摩川、臨海部の緑など市内の多様な環境を活かした自然体験、環境学習の機会を拡充していくことが必要である。また、市の緑の多様性に触れ、緑の持つ多彩な魅力についての理解を深めるため、児童生徒を対象とした南北交流の機会を新たに創出していくことが望まれる。

さらに、環境学習の支援のため、教育機関と連携しながら緑の副読本等の学習教材を作成・配付する取組を新たに進めるとともに、人材派遣などの協力を強化していくことも必要である。

実施施策

○環境学習の充実



里山での子どものボランティア活動



夏休み多摩川教室



学校ビオトープの解説



教職員の合同学習会

●プロジェクト4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

川崎市の緑の魅力を発掘、情報発信していくことで、緑そのものや、緑を保全・創出する活動に関心を持つ市民や事業者を増やしていくとともに、活動団体間、活動団体と地域の交流、連携する場や機会の創出を進め、緑のパートナーの活動の更なる発展、活性化を図る。

市民、事業者などの緑への関心を高め、普及啓発を図るため、自然的環境資源や生き物の生息・生育状況等の緑の現況についての調査・研究を進めて緑の魅力を発掘し、パンフレットやリーフレット、インターネットに加え、SNSなどの新しい媒体を積極的に活用して、市やボランティアセンターから緑のパートナーを構成する多様なステークホルダーに向けた情報発信を強化していくことが必要である。また、市の関係部局が連携して、緑のストックを観光資源として活用することで、魅力をさらに広めていく取組を充実することが望まれる。

緑のボランティアセンターの交流機能を強化し、緑を支える人材どうしが互いの活動について情報共有し、それぞれの活動に活かしていく機会や場を創出についても、従来の取組を継続、拡充していくことが必要である。

実施施策

- 緑の魅力を発掘及び情報発信の推進
- 人材の交流、連携の仕組みづくり



パンフレット



twitter



川崎市 HP



生田緑地ばら苑 HP

情報発信手法例



観光資源でもある
生田緑地と二ヶ領用水久地円筒分水

②基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」

緑の空間づくりとは、生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象とし、川崎市の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成するものである。

[緑の空間づくりを構成する6つのプロジェクトの考え方]

みどり軸を構成する多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川は、川崎市の骨格を形成する貴重な自然的環境資源であり、ふるさと川崎の景観を特徴づけている。これらの緑は、広域的な視点からもその保全、再生、創出、育成が望まれている。みどり軸における緑地と水辺地空間の保全、回復、育成等を図るため、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸を対象とした「5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト」、多摩川軸を対象とした「6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト」を設定することが必要である。

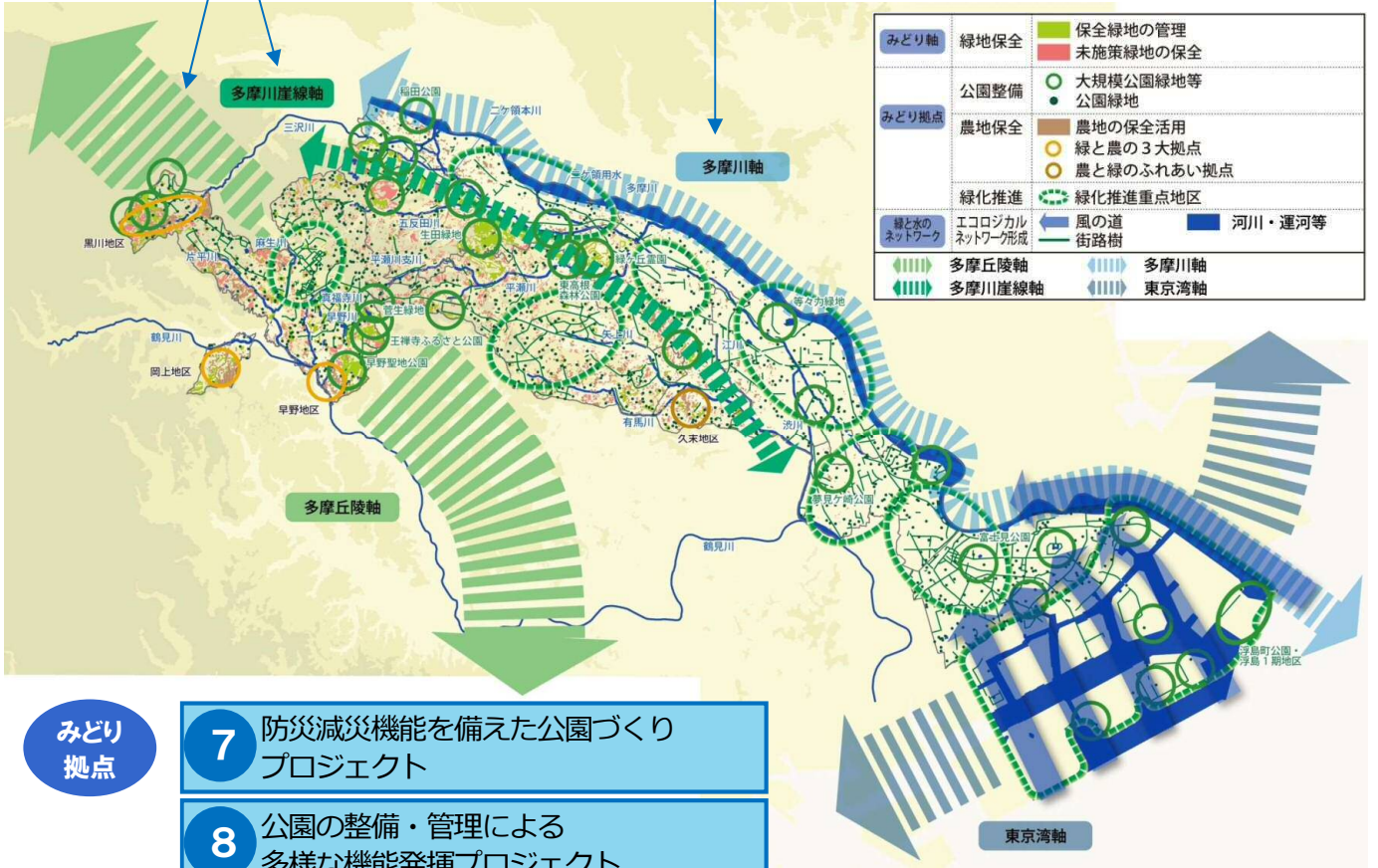
市域の骨格を形成するみどり軸と、市域の緑の拠点が相互につながりを持ち、緑と水のネットワークが形成されることは、緑を実感できる生活空間の確保や風格のあるまちなみ景観を目指す上で大切である。とりわけ、大規模な公園緑地、まとまりのある樹林地や農地、都市のシンボルとして重点的な緑化が望まれる地区等については、レクリエーション、防災、都市気象の改善、景観形成等の面で緑と水のネットワークを形成する上で要となる拠点的な緑（またはエリア）となっている。そのため、みどり拠点を対象として緑の創出、機能向上等を図るプロジェクトとして「7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト」「8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」「9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト」を設定することが必要である。

さらに、みどり軸とみどり拠点を骨格とし、これまで築きあげてきた緑の実績（緑のストック）を活用しながら、よりつながりのある緑と水のネットワーク形成を目指す必要がある。みどり軸とみどり拠点を結ぶ緑と水のネットワークの形成は、市民が緑を実感できる生活空間を実現するとともに、生き物の生息・生育拠点を結ぶコリドーや風の道の形成に寄与する。そのため、みどり軸とみどり拠点を結ぶ河川や道路の緑の充実及び地域緑化を促進していくプロジェクトとして、「10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト」を設定する必要がある。

みどり
軸

5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと
身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト

6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト



みどり
拠点

7 防災減災機能を備えた公園づくり
プロジェクト

8 公園の整備・管理による
多様な機能発揮プロジェクト

9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの
推進プロジェクト

緑と水の
ネットワーク

10 緑と水をつなげるエコロジカルネット
ワーク形成プロジェクト

●プロジェクト5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全、回復、育成プロジェクト

川崎市の骨格を形成する多摩丘陵軸、多摩川崖線軸の緑をはじめ、市街地に残る身近な緑や里山・水辺地と一体となった緑について、保全・回復・育成を進めることにより、地球温暖化対策や生物多様性の保全、さらには良好な景観形成などに貢献する。

生物多様性の保全、温室効果ガスの緩和や水循環の形成にあたり、まとまりのある樹林地が果たす役割は非常に大きい。このことから、平成26年11月に見直しを行った緑地総合評価に基づき、川崎市の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸の樹林地を保全することに加えて、小流域に存在する市民の生活圏に残された身近な樹林地や、里山・水辺地と一体となった樹林地についても保全を強化することが重要である。そのためには、これまでに進めてきた川崎方式による保全施策を継承するとともに、状況に応じた施策の再評価を行いながら、市民・活動団体・事業所等との協働により樹林地の保全を推進する必要がある。

樹林地の保全は、保全に対する地権者の理解と協力が欠かせないことから、地権者に向けた保全制度の普及促進を継続して進めるとともに、地権者が樹林地等を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置について国への働きかけを行うことが必要である。

また、里山や古くから存在する大木など、ふるさと川崎の景観を特徴づける地域固有の緑や、社寺林、生垣といった市民生活に身近な緑を評価し、保全を積極的に進める必要がある。

開発行為において緑地や農地が適切に保全・再生されるよう、自然的環境保全配慮書の提出により、緑地や農地の保全・再生への助言指導の推進を継続する必要がある。

保全した緑地を持続的に維持、再生していくため、引き続き地域住民等との協働により「保管理計画」を作成し、保管理活動を推進するとともに、すでに作成された保管理計画については、その実行度を把握した上で、必要に応じて見直しを図る必要がある。

樹林地に隣接する住民の安全を確保するため、樹木や斜面の状況等に応じた整備や維持管理を継続することにより、樹林地を健全な状態に保つことが必要である。

加えて、「川崎市景観計画」と連携を図りながら、緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を引き続き進めるべきである。



多摩丘陵軸の緑



多摩川崖線軸の緑

実施施策

- 多様な機能を発揮する樹林地の保全
- 地域に残された身近な緑の継承
- 開発事業等における緑地の保全、回復、創出
- 保全された緑地の適切な管理と持続的な取組
- 景観計画と連携した緑の施策推進

●プロジェクト6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

運動施設等の再整備、防災機能向上、サイクリングコースの充実等、多摩川の特性を活かした施設の整備や適切な管理の推進により、多摩川の機能の強化と魅力の創出を図る。

また、流域自治体等と連携した多摩川の資源の活用や、沿川の公園緑地等と連携した取組を推進するとともに、多摩川の利用に対する一体的管理・活用について検討を行う。

川崎のシンボルであり、川崎の歴史をつくり、市民の心のふるさととなってきた多摩川は、市民共有の財産として再評価し、憩える環境や豊かな河川空間を創出していくことが求められており、川崎市における多摩川の本風景の一つである桜並木、大河川特有の河原風景など、川崎市の都市景観と調和した多摩川の風景を保全することが必要である。

多摩川の施設については、市民ニーズを踏まえ、利用者の利便性・快適性を高めるべきである。このためには、駐車場やトイレなどの施設の充実を行うとともに、日陰となるような植樹を進める必要があり、多摩川の特性を活かした、マラソン大会や地域のイベントなど、様々な活動を実施することも重要である。

広域的なレクリエーション空間として親しまれているサイクリングコースについては、コースの回遊性を高めるとともに、利用者が安全に通行できるように、コースの拡幅や路面表示を整備することが望ましい。

また、利用団体等との協働による維持管理を推進するとともに、運動施設を含めた多摩川緑地の維持管理水準の向上に取り組むことが望ましい。同時に、市街地の安全を守るため、災害時に活用できる緊急用河川敷道路の整備について、河川管理者である国と連携しながら整備を促進するほか、河川改修等に当たっても、国と連携して、可能な限り環境に配慮した工法を選択することで、生物多様性に配慮したより豊かな河川環境の再生に向けて整備に取り組む必要がある。

さらに、多摩川の適正な利用を誘導する取組の推進をはじめ、多摩川に隣接する公園緑地と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性を確保する取組や、多摩川の有するポテンシャルを最大限に活用する取組の強化について、検討を行うことが必要である。

実施施策

- 多摩川緑地施設の利便性向上
- 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組



緊急用河川敷道路
(平常時はマラソンコースとして活用)



桜並木の保全（大師河原地区）

●プロジェクト7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

基幹的な都市公園・緑地等において、応急復旧活動を行うための拠点整備や、帰宅困難者を支援する施設整備を進め、防災減災の機能を向上する。

公園は、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしており、公園の防災・減災機能の向上を図ることは、市民生活の安全を守る上で極めて重要な取組である。

そのために、災害時における身の安全を確保する広域避難場所であり、復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となる大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地、生田緑地）において、防災機能の強化に資する整備を推進することが必要である。

また、被災後に徒歩等で移動する帰宅困難者を支援するため、広域避難場所や、幹線道路に面した公園等における施設整備を進める必要がある。帰宅困難者の支援に必要な施設について、今後も調査、検討を新たに行うことも必要である。

さらに、公園・街路樹・グリーンベルトの植栽、避難地・避難路への防火性の強い樹種の導入等により、防災に資する緑のネットワーク形成に引き続き努めるべきである。

実施施策

○公園緑地の防災機能整備推進



●プロジェクト8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

社会的ニーズに対応するため、スポーツ・レクリエーション機能、文化活動などの多様な利用における拠点機能を発揮させるとともに、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保し、都市公園・緑地の質的な向上を図る。

レクリエーション、防災、都市気象の改善、景観形成等の面で緑と水のネットワークを形成する上で要となる拠点的な緑を「緑の拠点」として位置付け、新たな社会的なニーズに対応するため、その整備及び機能の充実を図る必要がある。

すなわち、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地、生田緑地、菅生緑地等）については、その立地特性を踏まえ、個性と魅力のある整備を推進する必要がある。市域に立地する2つの市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）については、高福祉社会への対応はもとより、市民が憩え、自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、公園緑地として、まとまった緑の保全や、利用者の利便性の向上を図るための整備と管理を進める必要がある。

臨海部については、「川崎港緑化基本計画」に基づき、海や運河などの景観や自然環境を楽しむことのできる開放的な親水空間の創出や、港湾緑地の整備を進める必要がある。また、多様なレクリエーションニーズに応えられる魅力ある公園を増やしていくため、地域特性を踏まえた公園緑地の整備を進めていくことが必要である。さらに、事業所などが公園緑地の整備に携われるような仕組みについて、新たに検討を行うことが望ましい。



生田緑地



早野聖地公園



ちどり公園

うるおいある生活環境の創出に向け、身近な公園が不足する地域においては、引き続き公園の整備を推進する必要がある。また、公園用地の確保が容易ではない地域等において、必要な機能を確保していくため、公共施設などの上部利用により、公園緑地の機能を創出することについて、検討を進めることも必要である。

既存の公園緑地においては、少子高齢化等による利用者ニーズの変化に対応した公園施設の見直しや、機能回復のための再整備を一層推進していく必要がある。

利用者が普段から安心・安全に利用できる環境の確保を図るため、引き続き地域と連携しながら公園緑地の適正な管理を充実させることが必要である。また、整備から相当年月を経過し

た公園緑地においては、公園施設長寿命化計画に基づく取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進める必要がある。

さらに、公園緑地の維持管理から生じる剪定枝、落ち葉等について、活動団体や事業者等と連携を強化し、資源として有効活用していくことを検討する必要がある。



バリアフリー化



遊具の安全点検



剪定枝の利用

実施施策

- 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
- 身近な公園の整備推進
- 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

●プロジェクト9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト

農業施策等と連携を図り、生産緑地地区の指定及び相続税納税猶予制度の適用等により、都市における重要な緑に位置づけられた都市農地を保全し、良好な都市環境の維持、防災機能の発揮など、多面的な機能の活用を推進するとともに、市民と「農」を結ぶイベントや農業体験機会の創出などにより市民と「農」とのふれあいによる農業への理解を促進する。

市街化区域内農地が農地面積の約7割を占める川崎市では、これまでも生産緑地地区の指定を進め、生産緑地地区に指定された農地に対する相続税納税猶予制度の活用により営農継続を促すとともに、農地の保全を図ってきた。

平成27年4月には、国において都市農業振興基本法が施行され、都市農業振興に関する基本理念として、都市農業の多様な機能の発揮、都市農地の有効な活用及び適正な保全、都市農業の振興が図られるべきことなどが定められ、国の責務として法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求められている。

川崎市においても、こうした動きを受け、平成28年2月に川崎市農業振興計画を策定し、今後とも貴重な農地を保全し、次世代に引き継いでいくことを目標に、都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造、多面的な機能を有する農地の保全と活用、「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図ることを施策の柱とし、取組を推進することとしている。

本計画においても川崎市農業振興計画を踏まえ、良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図るため、生産緑地地区の指定及び相続税納税猶予制度を用いた営農支援と農地保全、大震災時の一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録を引き続き促進するべきである。合わせて、都市農地が持つ多面的機能を評価・活用した施策（グリーンツーリズム）の推進等に取り組むことが必要である。

多摩丘陵の一角を担い、まとまりのある樹林地、農地と水辺地が一体となった多様な生態系が維持されているとともに、「農ある風景」が残されている黒川地区、岡上地区、早野地区は「緑と農の3大拠点」に位置づけ、「農のある風景」を次世代に継承していくため、農業者、地域住民等と協力してその保全に継続的に取り組むとともに、ハード・ソフト両面からの施策推進によって地域農業者の営農意欲の向上、農環境の保全に取り組む必要がある。また、市街地の中に市街化調整区域が島状に存在する久末地区は、樹林地に囲まれ、台地には広がりのある農地が集約されており、都市部における重要な自然的環境資源となっていることから、「農と緑のふれあい拠点」に位置づけ、都市景観、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性などの観点から、地域の振興と併せた樹林地等の保全、農地保全を進める必要がある。

同時に、市内農業を理解し応援する市民を増やしていくため、市民と「農」を結ぶイベントの開催、食農教育の推進等を通じて、多くの市民に「農」との交流の場を提供する必要がある。また、市民農園等の農業体験を希望する市民のニーズに対応するとともに、農地の保全と活用を図るため、市民農園等、様々な形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めていくとともに、市民の農業への理解を促進していくため、多様なメディアを活用して市民への効果的な情報発信を進める必要がある。

さらに、農業者が市民・消費者に安全で安心できる農作物を供給するとともに、環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及についても一層促進していく必要がある。



農地の保全



生産緑地の指定



市民農園
(市開設市管理型)

実施施策

- 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
- 「農」とのふれあいによる農業への理解促進

●プロジェクト10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

街路樹など連続する道路・河川の緑や、身近な公園、水辺地などの緑の整備・保全・管理及び民有地や公共施設の緑化を推進し、生物の生息・生育環境、地球温暖化対策、気候変動への適応策（暑熱対策）、健全な水循環の保全に寄与する緑と水のネットワークを形成する。

樹林地、農地、河川、運河等は、生物多様性を確保、気候変動に対する適応策の観点から重要な役割を果たしている。

都市において生物多様性を確保していくためには、大規模な公園緑地等において生物の生息・生育拠点としての質を高めていくとともに、河川の小流域などに着目しながら、街路樹や河川、市街地の中に飛び石状に存在する小さな緑によってこれらを結ぶ有機的なネットワークを形成していくことが必要である。

また、気候変動に対する適応策の一つとして、地域緑化、樹林地等の保全、公園緑地等の整備、農地の保全・活用等による緑・水の確保、屋上・壁面緑化等を通じた地表面被覆の改善を通じて、クールスポットとなる緑の保全・創出、風の道の形成を進めていくことも極めて重要である。

このようにして形成した緑と水のネットワークは、健全な水循環の保全や治水機能の向上、温室効果ガスの緩和にも寄与する。

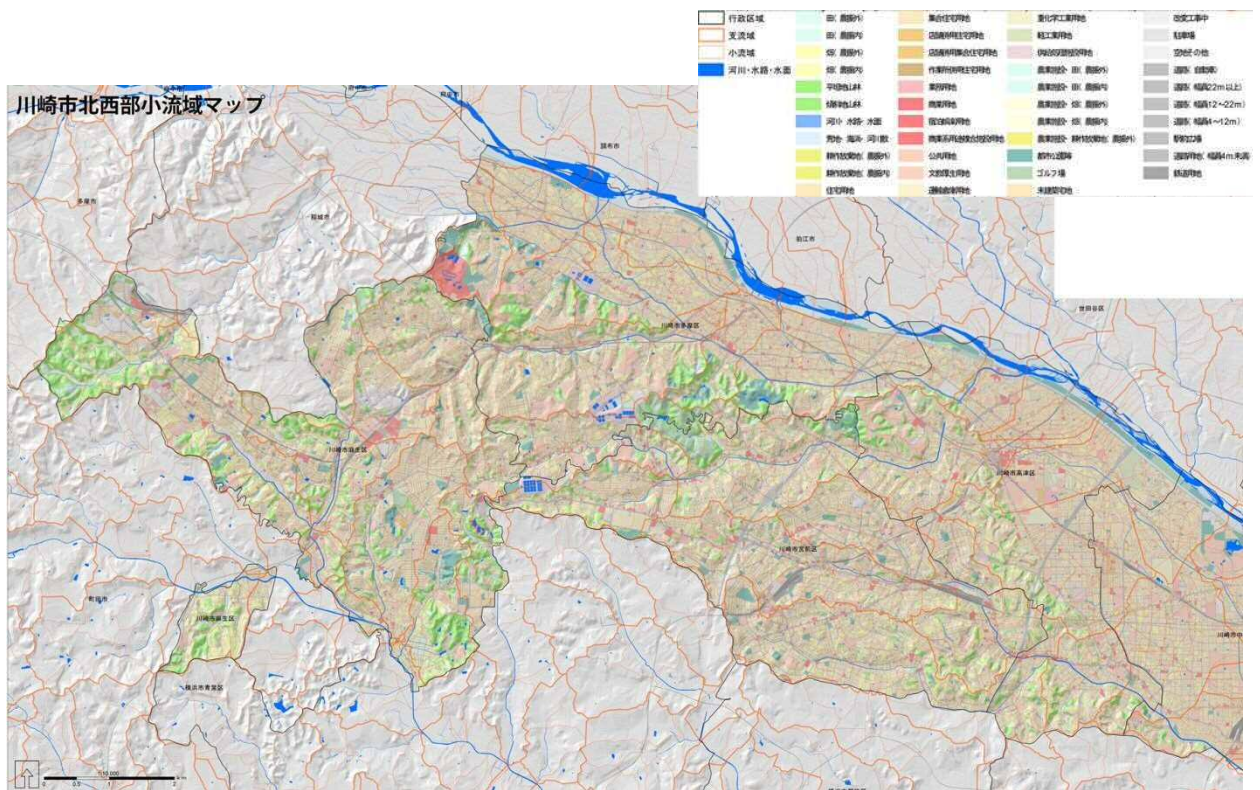
そのために、大規模公園緑地等においては、緑に覆われた空間を維持・保全していくとともに、生物多様性に配慮した整備、保全と利用の調整を進め、生き物の生息・生育拠点を形成していくことが必要である。

また、生き物の生息・生育に配慮したまちなかの緑や公園緑地等をつなぐコリドー及び風の道を形成していくため、街路樹・グリーンベルトの充実を図るとともに、老木化への対応や街の魅力向上の観点を踏まえた管理のあり方について検討する必要がある。同時に、うるおいのある水辺地空間や多様な生物の生息、生育空間であり、地域の風土と文化を形成する二ヶ領用水や市内の中小河川、湧水地等の保全・再生を図るほか、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めることが必要である。

さらに、地域ぐるみの緑化活動、緑地協定の締結、緑化指針による緑化指導、事業所による緑化の促進、公共公益施設等の緑化等、市民、事業者、行政の協働により多様な緑化を継続的に推進し、飛び石状の緑を増やしていくことが必要である。

実施施策

- 地球環境に配慮した地域ぐるみの緑化活動の推進
- 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
- 緑豊かな街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
- 河川等の水辺地の保全・再生
- 公共空間の緑化推進
- 事業所による緑化の促進



市内北部の小流域



河川環境の整備



緑化協議による接道部緑化



樹形管理された
市役所通りのイチョウ並木